

随意契約結果及び契約の内容	
業 務 の 名 称	泥水密度を考慮した可航水深の設定に関する研究委託
契 約 概 要	本業務は、先進的に泥水密度を考慮して可航水深を設定している欧州等の事例調査を行い、宇部港への導入に向けた研究を行うものである。
契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	分任支出負担行為担当官 中国地方整備局宇部港湾・空港整備事務所長 鈴木 純 宇部市新町10-33
契 約 年 月 日	令和5年11月15日
契 約 業 者 名	国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所 港湾空港技術研究所
契 約 業 者 の 住 所	神奈川県横須賀市長瀬3-1-1
契 約 金 額	1,544,400円
予 定 価 格	1,544,400円
随意契約によることとした理由	<p>宇部港の水域施設では、浮泥が音響測深機に検知されることにより、水深が浅く測定される課題がある。 本業務は、先進的に泥水密度を考慮して可航水深を設定している欧州等の事例調査を行い、宇部港への導入に向けた研究を行うものである。</p> <p>本業務の実施にあたっては、港湾における浮泥の挙動に関する研究実績、浮泥その他の堆積物の性状の調査・計測に関する研究実績及び泥水密度を考慮した可航水深の設定に関する研究実績を有していることが必要である。</p> <p>国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所港湾空港技術研究所は、底泥の挙動解明やモデル化、港湾の浮泥埋没に対する維持管理の効率化に関する研究及び可航水深に関する研究の実績がある。加えて、同研究所は浮泥堆積性状について調査・計測し、分析を行った実績がある。以上のことから、本業務を遂行するに必要十分な能力を有している。</p> <p>本業務を遂行するに必要な能力を有する者は、国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所港湾空港技術研究所以外にも存在する可能性があることから、令和5年10月2日から同年10月12日までの期間に本業務の受注希望者の公募を行った結果、参加意思確認書の提出が無く上記の要件を満たす者が同研究所を除いて存在しないことが確認された。</p> <p>以上のことから、国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所港湾空港技術研究所と会計法第29条の3第4項の規定による随意契約を締結するものである。</p>
履 行 場 所	中国地方整備局 指定の場所
業 種 区 分	建設コンサルタント等
履 行 期 間 (自)	令和5年11月15日
履 行 期 間 (至)	令和6年3月29日
備 考	